

〔長野県委託事業〕

令和8年度「福祉の職場体験事業」実施要領

1 目 的

少子高齢社会が到来し、今後さらに福祉ニーズの増大が見込まれるとともに、福祉・介護の担い手としての労働需要が増すことが予想され、安定的な人材の確保が大きな課題になっている。

そこで、福祉・介護の仕事に興味のある方に、福祉の現場の業務、サービスの内容を体験する機会を提供し、実際の職場を知っていただくことで福祉の仕事への理解促進と人材確保を促進する。

2 実施主体 社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「本会」という。）

3 後 援 長野県教育委員会

4 対 象 者 福祉・介護の仕事に興味のある生徒（中学生以上）・学生、就職を希望する者等（以下「体験参加者」という。）

5 実施条件（体験日数・体験内容等）

（1）体験日数、時間

① 体験日数は、1人あたり年間合計5日までの本人が希望する日数とし、3事業所（同一事業所での体験は1人1回限り）までとする。

ただし、特別の事情があり体験日数が5日を超える場合は、本会のキャリア支援専門員及び保育士支援専門員の推薦がある場合に限り、1人あたり年間合計10日まで認める。（連続した日数の体験は、原則最長5日までとする。）

例）	〇〇デイサービス	2日間（6/2～6/3）	} 合計5日まで
	特別養護老人ホーム△△	2日間（7/24～7/25）	
	□□グループホーム	1日間（10/14）	

② 1日の体験時間は、原則9時から16時までの間で5～6時間程度とする。

（夜勤・宿直は不可）

（2）体験内容等

① 福祉現場の業務見学、利用者との交流、作業補助、利用者の介護、介助体験等とする。（ただし、受入事業所・施設により体験内容は異なる。）

② 体験期間中に、体験参加者と受入事業所との相談の結果、双方の合意があれば体験日数の変更は可とする。変更があった場合は、体験参加者から必ず本会へ連絡をすること。

6 実施方法

（1）受入事業所の登録等

① 本会は受入希望事業所を募集し、体験者の受入れを希望・承諾する事業所を体験先として登録する。登録後、本会は受入事業所一覧を作成し事業の周知を行う。

② 受入希望事業所は、「受入希望調書」（様式1）を本会へ提出する。受入対象の事業種別については、様式1に明記する事業種別を参照すること。記載のない事業種別の受入希望がある場合については、事前に本会へ確認をすること。

③ 事業を実施する際の具体的な内容・流れ等については、「福祉の職場体験事業」実施の

手引き（事業所用）を参照すること。

（２）生徒・学生及び就職を希望する者等からの申込み、調整等

- ① 体験参加者本人または学校からの「申込書」の記載内容に基づき、本会は事業所と体験の調整をする。体験参加者は、受入事業所一覧から希望の体験先を選択する。

・個人（一般） 「申込書兼同意書（個人用）」（様式２－１）

※高校生以下の個人申込は、保護者の同意を必要とする。

・学校 「申込書（学校用）」（様式２－２）（様式２－２添付）

- ② 「申込書」提出期限は、原則体験希望日の１か月前とし、体験開始後の申込みは受付けない。

なお、学校申込で体験希望者が２０名以上の場合については、提出期限を原則体験希望日の３か月前とし、あらかじめ本会まで連絡を入れ日程等について確認をすること。また、複数名の生徒・学生の受入事業所が一ヶ所に集中することがないように、あらかじめ学校で調整して申込みをすること。ただし、希望日での受入ができない場合がある。

- ③ 体験参加者は、本会から送付する「決定通知書」（様式３）到着後、受入事業所に電話をし、「事前連絡チェックリスト」（様式４）に沿って当日の確認を行い、職場体験を実施する。

- ④ 体験参加者が職場体験を実施する際の具体的な内容等については、「福祉の職場体験事業」実施の手引き（体験者用）を参照すること。

（３）体験終了後の報告等

- ① 体験終了後、受入事業所は「職場体験実施報告書」（様式５）及び「助成金請求書」（様式６）を本会へ提出する。

また、公立施設は、「職場体験実施報告書」（様式５）を本会へ提出する。

なお、助成金を辞退する場合は、あらかじめその旨を本会に伝え、体験終了後に「職場体験実施報告書」（様式５）を提出する。

体験参加者は、「アンケート」（様式７）を記入の上、本会へ提出する。

- ② 本会は、提出された「職場体験実施報告書」及び「助成金請求書」を確認の上、適正と認める時は事業所へ助成金を交付する。

- ③ 体験終了後、希望する体験参加者には福祉職場に関する情報提供等を行う。

７ 受入れ経費の助成

体験参加者の受入れに伴い、公立施設を除く事業所に対して次のとおり助成金を交付する。

○助成額：体験参加者１人１日当たり２,２００円（消費税込）

例：３日間の場合 助成額６,６００円（＠２,２００円×３日）

８ 経費の負担等

体験参加者の参加費は無料とする。

ただし、交通費、昼食代、健康診断、各種検査等は本人の自己負担とする。

９ 留意事項

（１）受入事業所

- ① 体験受入れの際、必ずオリエンテーションを実施し、体験の内容について体験参加者に説明、打合せをすること。

- ② １日の体験終了後、その日の振返り等、指導者との面談時間を設けること。「体験記録ノート」等を体験参加者が持参した場合はそれを活用し、コメント等を記入すること。

- ③ 受入事業所が体験参加者に対し健康診断や各種検査等を求める場合、検査内容等は体験に

必要な最小限の範囲とする。

- ④ 体験は、原則、受入事業所内で実施するものとする。体験のプログラム上、事業所外へ車等で移動が必要な場合は、体験参加者が同乗する車の自動車保険の補償範囲について必ず確認すること。(体験参加者が加入する保険によっては、自動車事故について補償対象外の場合があるため)
- ⑤ 受入事業所は、体験参加者に職場体験の継続が困難と認められる行為等があった場合は、体験を中止することができるものとする。この場合、受入事業所はその旨を本会へ連絡するものとする。

(2) 体験参加者

- ① 体験参加者は、体験受入施設等において知り得た利用者等の個人情報について、口外しない等、手引きの留意事項を厳守して体験を行うこと。
- ② 本事業は、福祉の仕事への理解促進と人材確保の促進を図ることを目的とする職場体験であり、ボランティア活動とは異なるため、ボランティアを目的とする申込みは対象外とする。
- ③ 体験に際し、合理的配慮が必要または心配される事項がある場合は、申込時に相談すること。体験調整にあたり、体験希望事業所に申告の内容を伝える場合がある。
- ④ 万一の事故等に備え、本会においてボランティア行事用保険に加入する(「申込書(個人用)」での申込者対象)。「申込書(学校用)」での申込みについては、学校管理下の職場体験の扱いになるため、保険対象外とする。

学校管理下の職場体験(学校が教育活動の一環とするキャリア教育)は、ボランティア行事用保険補償の対象ではないため、学校で傷害保険及び賠償責任保険に加入し、体験における事故等に関しては学校の責任で対応することとする。

- ⑤ 学校申込で学年全体での職場体験に本事業を活用する場合、参加者本人が参加の目的を十分に理解し体験に参加できるよう、事前学習等を十分に行うこと。
- ⑥ 本事業で福祉の職場体験を行っても、小中学校の教員免許状取得希望者に対する介護等体験、その他福祉関係の資格取得にかかる福祉就業体験等の対象とはならない。
- ⑦ 体験参加者は、体験先施設の感染症対策の指示に従う。感染症対策として、体験当日もしくは7日以内に発熱や咳等の風邪症状、感染者との接触等があった場合は、体験先への訪問は見合わせ、体験先施設及び本会へ連絡をすること。改めて体験を希望する場合、日程を再調整することができる。学校で感染症が流行している場合は、本会へ連絡すること。学校全体の体験を中止する場合がある。
- ⑧ 体験参加者に職場体験の継続が困難と認められる行為等があった場合は、受入事業所が体験を中止する場合がある。

(3) その他

感染症拡大防止対策上、中止・延期及び内容が変更になる場合がある。

10 申込み・お問合せ

長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1

TEL : 026-226-7330 / FAX : 026-227-0137 / E-mail : jinzai@nsyakyō.or.jp